

<自由論題報告>

経済学史学会第70回大会

於：神奈川大学

岡山大学 太田仁樹

オーストリア民族理論の形成

——カール・レンナー、オットー・バウアーの民族政策論を中心に——

はじめに

オーストリア民族理論に対する関心が高まっている。ハプスブルク帝国末期の民族問題に関する論争のなかで、オーストリア社会民主党のカール・レンナーやオットー・バウアーなどのオーストロ・マルクス主義者といわれる潮流が展開した民族政策論が、それである。彼らの民族政策論のうち特に注目されているのは、非領域的自治あるいは文化的自治といわれる独自の属人的原理に基づいた民族的自治の構想である。

オーストリア民族理論は、わが国では古くから知られていた。スターリンの著作『マルクス主義と民族問題』（1913年）により、「仮面をかぶった民族主義者」との悪罵が投げかけられ、日本でもそれに追随する論者によって、「誤った民族理論」というレッテルが貼られていた。そのような状況を突破するものとして出現したのが、オットー・バウアー『民族問題と社会民主主義』の日本語訳（2001年）であった。

バウアーのこの著作は、マルクスの唯物史観をベースにして民族の問題を人類史の中で意味付け、唯物史観そのものを改変しようとする野心的な試みであったが、提起された民族政策の理論的な根拠づけの欠落したものであった。この点については、経済学史学会第66回大会（2002年、新潟）において明らかにされている。バウアーにおける民族政策の根拠づけの欠落は、実はその民族政策の内容がレンナーの『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争』（1902年）で展開されたものの引き写しであり、しかもレンナーによる政策の根拠づけがバウアー著では切り捨てられていることを意味するものであった。

本報告では、レンナーに即して、属人的原理に基づく民族的自治構想の原像を明らかにするとともに、民族問題についてのレンナーとバウアーの発想の違いの理論的意味を考えてみたい。

問題の歴史的背景とブリュン民族綱領

19世紀末のオーストリアにおける錯綜した民族問題は、歴史的に見ればハプス

ブルク王朝の成り立ちに深く関わっている。神聖ローマ帝国の皇帝位を永らく独占してきたハプスブルク家は、戦争と婚姻によってその領地を拡大してきた。ナポレオン戦争後にハプスブルク家の統治する諸領邦はオーストリア帝国として再編された。だが、各領邦は帝室とそれぞれの歴史的経緯をもち、オーストリアは近代的集権体制を構築することができなかった。各領邦ごとに民族構成も異なっており、帝国内に居住する臣民たちも同一国民という意識を持つこともなかった。

オーストリア帝国内の諸民族のナショナリズムは次第に成長をとげ、1848年革命において炸裂した。ウィーン政府は、一度はナショナリズムを鎮圧することができたが、1867年にはハンガリーの実質的な独立を認めざるをえなかった（アウスグライヒ）。これ以後、オーストリア帝国とは、旧来の版図から、ハンガリー王国を除いた諸領邦を意味することになった。ハンガリー王国では露骨なマジャール化がおこなわれたが、オーストリア帝国側では、中世的な分散状態が続いた。だが、帝国側でも、ナショナリズムは勢いを増し、特にチェコでは第二のアウスグライヒを目指す青年チェコ党の力が拡大した。

1897年4月、バデニー内閣は新しい言語令を發布しようとした。これによればベーメンとメーレンのすべての官吏はチェコ語とドイツ語の二つの言語に習熟していなければならないことになる。実質的にドイツ人の官吏への道を閉ざすものだとして理解したドイツ人ナショナリストは、この言語令に猛烈に反対した。ベーメンとメーレンに限らない帝国全体を揺るがす騒ぎとなり、議会は議事妨害により機能停止し、街頭での民族間の衝突も頻発した。バデニーは解任され、言語令も1899年には撤回された。しかし、オーストリア社会に入った亀裂は修復されることはなかった。

オーストリア社会民主党は、それ自身インターナショナルな（民族を超えた）政党だと自認していたが、独自の民族綱領を持っていた訳ではなく、この事態に有効に対処することができなかった。オーストリア社民党とドイツ社民党双方に影響力を持っていた理論家であるカール・カウツキーは、1898年、『ノイエ・ツァイト』に「オーストリアにおける諸民族の闘争と国法」を発表し、連邦主義的国家制度を提案した。1899年4月、民族綱領の作成のための小委員会が草案を発表し、同年9月、ブリュンの党大会で、カウツキーの提案に沿った民族綱領が採択された。そこでは以下の5項目の原則が承認されている。

1. オーストリアは民主主義的多民族連邦国家に改造されるべきである。
2. 歴史的な帝室直属地の代わりに、民族的に区切られた自治行政団体が形成され、その立法と行政は、普通・平等・直接選挙権に基づいて選出された民族会議によって遂行される。
3. 同一民族の全自治行政領域はともに民族的に統一されたひとつの連合を形

成し、この連合が自己の民族的案件を完全に自律的に処理する。

4. 民族的マイノリティの権利は、帝国議会によって決議されるべき特別な法律によって保障される。

5. いかなる民族の特権をも認めないがゆえに、国家語の要求を拒否する。どの程度まで媒介語を必要とするかは、帝国議会が決めるだろう。

第1項から第3項までが民族的自治の内容を示している。帝室直属地に代わる民族別の単位を構成国家とする連邦国家の構想である。すなわち民族ごとに行政領域を区切り、そこに民族ごとの会議 (Nationalkammer) を置き、それが立法と行政をおこなう。属地的 (領域) 原理に基づく自治である。だがこの属地的自治の構想に対しては、すでに批判があり、対案があった。レンナーは、1899年2月9日に、民族問題に関する講演をおこない、属人的民族自治の構想を明らかにしていた。その内容は、大会の開かれる前に「国家と民族」という小冊子の形で出版された。そこでは、民族別の地域割りが困難であるという理由だけでなく、そもそも国家という存在と民族という存在が存立原理を異にしているというところから、民族的自治は属人的原理に基づくべきであるという議論が展開されていた。属人的原理に基づく構想は、ブリュン党大会でも南スラヴ代表から表明されたが、決議には反映されなかった。レンナーは、この構想に彫琢を加え、1902年に『国家をめぐるオーストリア諸民族の闘争 第一部：憲法・行政問題としての民族的問題』(以下、『闘争』と略記) を著わし、一般的案件を処理するための属地的原理に基づく領域的自治と、民族的案件を処理するための属人的原理に基づく民族的自治との、「二元的自治」の構想を明らかにした。

レンナーの属人的民族的自治の構想

レンナーが民族問題を考える際に、その根本にあるのは、国家と民族の存立原理の差異についての認識である。彼によれば、国家は属地的原理に立脚する領域共同体であるのに対して、民族は属人的原理に立脚する文化・言語共同体と規定されるべきものである。近代のナショナリズムが唱える「民族性原理」は、この民族を国家と一致させようとするものであり、民族を属地的原理で律しようとするものである。多民族混住地で、この原理が適用されると、この原理はマイノリティ抑圧の原理となり、民族紛争をひき起すことになる。民族を属人的原理に基づくものとして法的主体として認めることにより、民族間対立の法的調整が可能になり、多民族共生の道が開かれる。これが彼の基本的発想である。

レンナーは、多民族国家における民族のあり方を以下の5つのタイプに分類している。

①原子論的理解 I：民族は個人の民族性としてのみ意味を持つ。

- ②原子論的理解Ⅱ：民族は経済的・社会的な意味を持つが、団体としての権利を持たない。
- ③有機論的理解Ⅰ（属地的システム1）：帝室直属地を単位とする特定民族のみの自治。
- ④有機論的理解Ⅱ（属地的システム2）：民族的定住領域を単位とする各民族の自治。
- ⑤有機論的理解Ⅲ（属人的システム1）：民族が属人的団体として連邦国家（全体国家）の分枝（構成国家）を形成する。
- ⑥有機論的理解Ⅳ（属人的システム2）：民族は純粋な同輩団体であり、脱国家化されている。

オーストリア帝国の現状は、①と②の混合である。団体としての民族が法的地位を持たないので、民族団体同士の対立が先鋭化し、無政府状態に陥っている。③は、ナショナリストおよび支配層の連邦構想である。中世以来の領邦（＝帝室直属地）を民族的な存在と見なすものであり、民族的混乱を再生産するものとして、ブリュン綱領で拒否されたものである。④は、ブリュン綱領で提案された構想で、③よりはましであるが、属地的原理に立脚するものであるから、各民族的定住領域の中のマイノリティは無権利状態におかれる。

⑤こそは、レンナーの構想の一部となる民族的自治案である。民族は全体国家の一分枝として国家機関の一部を属人的原理に基づいて形成する。民族に関する問題については、この機関が立法と行政をおこなう。これと別に、属地的原理に基づいて領域的構成国家が置かれ、それが一般的な立法と行政をおこなう。民族政府（議会）も領域政府（議会）も全体国家に服属するものでその権限（高権）は制限されたものである。この2系列の自治機関を持つ連邦国家として、オーストリアを再編することで、はじめて階級的利害の違いに基づく闘争と妥協が展開される場が形成される。これが「二元的自治」と呼ばれるレンナーのオーストリア改造構想である。

属人団体として民族団体を組織する場合、最も重要な出発点となるのは、自由な民族性宣言と民族台帳への登録である。各個人がどの民族に帰属するかを、本人の自由な選択にまかせるというこの方法は、民族＝血縁共同体というナショナリストの民族概念の断固たる否定であり、また同化の自由をも意味するものであった。

民族と国家の関係は、全体国家と構成国家という関係につきるものではない。レンナーは国家と個人の間を、積極的市民、受動的市民、能動的市民、国家からの自由という4側面から捉えているが、その類比で、国家に対して民族団体は、積極的側面（所有、取引、契約、訴訟の主体となる）、受動的な側面（国家に服属

し、無効権、離脱権を持たない)、能動的側面(上位国家の下部機関、構成国家、前述)、国家から自由な側面(自己決定の範囲、自決権)を持つと考えている。

レンナーにおいては、自由=自決は無政府状態の対極に位置している。彼によれば、人類は利害の対立を解決するのに3段階(①野蛮で無規制な闘争の段階、②武力自衛の段階、③法に基づく闘争の段階)を経験している。オーストリアは、民族問題に関して、まだ法に基づく闘争の段階に達していない。彼の民族的自治論は、民族問題に関する法に基づく闘争の段階を実現しようとするものであり、民族間の利害対立や闘争の解消を実現するものではない。この点で、国家との関わりは重要である。個人も団体も国家に服属することにより、はじめて自由な存在となることができる。レンナーにおける有機的理解とは、全体と部分、上位と下位、すなわち連邦国家と民族的自治機関および領域的自治機関とが調和のとれた関係にあることをめざすものである。

レンナーの民族的自治の構想は、民族が国家主権を掌握することをめざすナショナリストの民族自決権論(民族性原理)とは、対極にあるものであり、また国家を支配階級の機関とみなし、将来社会におけるその死滅を展望する、マルクス主義的な発想とも異質なものであった。

なお、⑥は「民族的文化的自治」と呼ばれるもので、そこでは、属人的原理に基づいて形成される民族団体は、国家から独立した存在で、その下部機関となることはない。レンナーの構想はこの自治構想とは違うものであるが、しばしば混同されている。レンナー自身が『諸民族の自決権』(1918年)で、自分の案を「民族的文化的自治」案と区別するよう注意を促している。

バウアーにおける属人的民族自治論の位置

バウアーの『民族問題と社会民主主義』(1907年)でも、レンナーの提起した属人的民族的自治が提起されている。だがバウアーの民族的自治案はその理論的根拠づけを欠くものであっただけでなく、「民族とは何か」についてのバウアーの見解と齟齬を来すものになっている。

レンナーにおいては、属人的原理に基づいて組織されるべき民族が属地的原理の国家と一致することが、民族問題の原因なのであり、これを回避することが根本的課題である。ナショナリズムと民族性原理に対するバウアーの評価は、レンナーとまったく相違したものであった。バウアーの民族性原理に対する評価は否定的なものではない。彼は、近代ナショナリズムの民族性原理に、抑圧者に対する被抑圧者の闘争の道具として進歩的な意味を認めている。民族性原理による「民族国家」の形成そのものが民族的マイノリティに対する抑圧的なシステムであるという認識はなく、ナショナリズムの歴史的必然性を称揚する立場である。例え

ばチェコ人がなぜ分離・独立でなく、民族的自治に止まらねばならないのか、それを説明する論理は、バウアーの立場からは導きえない。

ブリュン綱領の民族的自治案は、属地的原理に基づくものであった。自治の地理的区分が、歴史的な帝室直属地ではなく、民族分布に基づく新しいものであるべきだというところが、ナショナリストの違いであった。バウアーは基本的にブリュン綱領をベースにして考えているので、彼の属人的民族的自治案は、地理的な区分が困難な混住度が著しい地域に限定されるものとなっている。

レンナーの場合、国家の構成原理である属地的原理で民族を編成することに対する批判が民族的自治論の根本であるが、バウアーにはそのような発想がないために、民族的自治論の反ナショナリスト的含意が消失している。民族的自治の制度上の基礎となる民族性宣言の意義についても、それがナショナリストの民族＝血縁共同体論を掘崩していくという意義が語られることはない。

バウアーは、民族問題に対する原子論的理解と有機論的理解というレンナーの対比を継承している。しかし、レンナーの有機的理解の基礎にある、「①野蛮で無規則な闘争の段階、②武力自衛の段階、③法に基づく闘争の段階」という人類史把握と、法治国家のもとでの自由、全体国家への服属のもとでの自治という議論は継承されていない。国家の死滅というマルクス主義的展望に忠実なバウアーと、既存国家を継承しつつ社会主義を展望したレンナーの違いの現われといえよう。

レンナーの民族的自治論は、プロレタリアートの階級闘争の前提づくりという直近の課題に対する方策と意味合いであったが、バウアーの場合、遠い将来に社会主義的民族性原理が実現するという、議論の射程の違いもある。

このようにバウアーの属人的民族的自治論は、反ナショナリスト的な内容をそぎ落とされたものであり、彼の立場は民族性原理を受け入れることのできるものであった。第一次大戦が勃発すると、彼はいち早く多民族連邦国家構想を捨て、帝国解体路線に移ったが、1907年時点での議論はそれを予感させるものであった。

オーストリア帝国の解体と属人的民族的自治論の世界化

レンナーは、帝国の解体した年である1918年に至っても、多民族連邦国家と属人的民族的自治論に固執した。時流を見抜けぬ反ナショナリスト的な頑迷さとも見えようが、民族国家の対立と競合が民族間の平和をもたらすはずがないという、彼の国家観と民族観がしからしめたものであった。

1930年代、政治の表舞台から退いたレンナーは、『民族：神話と現実』の中で民族国家に対する批判的論調を一層強めていく。そこでは、主権国家という近代社会の原理そのものが批判の対象となり、世界国家のもとでの脱民族化した領域国家と脱領域化した民族集団と言う世界像が展開されている。